

小田原市名義後援の承認手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等（以下「団体等」という。）が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、小田原市（以下「市」という。）が名義後援をする場合の承認手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「名義後援」とは、事業等を実施する団体等に、この要綱の定めるところにより市の名義を使用させることをいい、その種類及び意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後援事業等の企画、運営等に当たり、市が助言し、又は指導等をする必要があると認めるもの
- (2) 協賛事業等の企画、運営等に当たり、市が助言し、又は指導等をする必要がないと認めるもの

(承認の申請)

第3条 名義後援を受けようとする団体等の代表者は、事業等を実施しようとする日の15日前までに、名義後援承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、第1号及び第2号の書類を省略することができる。

- (1) 役員、構成員等の名簿
- (2) 規約、会則等
- (3) 事業等の計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(名義後援の承認)

第4条 市長は、前条の名義後援承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づいてその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に対し名義後援承認書（様式第2号）を交付するものとする

- (1) 主催者が明らかであること。
- (2) 役員その他事業等の関係者の住所及び身分が明らかであること。
- (3) 団体等の構成が全市的又は広域的規模で組織されていること。

- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教若しくは宗教的団体を支持していないこと。
- (5) 事業等の目的及び内容が本市の文化、産業、福祉、環境、教育、体育等の向上発展又は啓発普及に寄与するものであること。
- (6) 営利を目的としない事業等であること。
- (7) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがないこと。
- (8) 事業等の開催場所について、公衆衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(承認条件の付加)

第5条 市長は、名義後援を承認するに当たり、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業等の計画に変更があったときは、直ちに届け出なければならないこと。
 - (2) 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき又は市長が取消しを必要と認めたときは、その承認を取消することができること。
 - (3) 前号の承認の取消しにより、団体等が損害を受けても市は、その賠償の責めを負わないこと。
 - (4) 事業を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等がその責任においてこれを処理しなければならないこと。
- (報告)

第6条 名義後援の承認を受けた団体等の代表者は、事業等の終了の日から30日以内に、事業等報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、名義後援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

様式 略